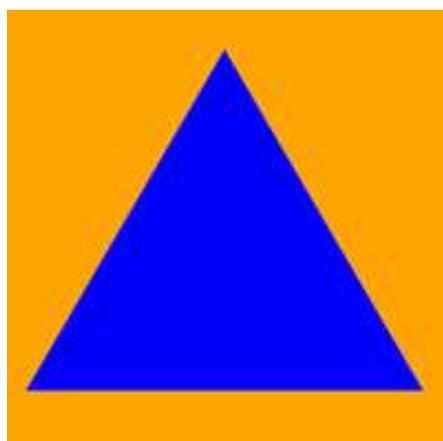


# ふじみ野市国民保護計画



令和 3 年 12 月変更



表紙のマークは、国民の保護のための措置を行う組織とその要員、建物及び物品の保護並びに避難所を識別するために使用するものです。

ジュネーヴ諸条約第一追加議定書で定められている国際的な標章です。

# 目 次

## 第 1 編 総 則

第 1 章	計画策定の目的	1
第 2 章	計画策定の背景・経緯	1
第 3 章	計画策定に当たっての基本的な考え方	2
第 4 章	ふじみ野市の概況	4
第 1 節	地理的特性	4
第 2 節	社会的特性	5
第 5 章	国民保護の実施体制	
第 1 節	市の責務	8
第 2 節	関係機関との連携	11
第 3 節	他の市町村との連携	12
第 4 節	公共的団体との協力体制	12
第 5 節	市民の協力	12
第 6 節	事業所等との協力関係	12
第 6 章	武力攻撃等の態様と留意点	13
第 1 節	武力攻撃事態の特徴と留意点	13
第 2 節	緊急対処事態	15

## 第 2 編 平時における準備編

第 1 章	情報収集、伝達体制の構築	18
第 1 節	通信の確保	18
第 2 節	被災情報の収集、報告に必要な準備	18
第 3 節	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	19
第 2 章	迅速な初動体制の確保	19
第 1 節	24 時間即応体制の確立	19
第 2 節	職員配備計画の作成	19
第 3 節	職員の指定と伝達手段の整備	19
第 4 節	交代要員等の確保	20
第 5 節	市国民保護対策本部等の設置場所	20
第 3 章	警報の市民への周知	20

<b>第 4 章</b>	<b>避難の指示</b> ……………	21
第 1 節	避難の指示の伝達……………	21
第 2 節	モデル避難実施要領の作成……………	21
第 3 節	避難人数の把握……………	27
第 4 節	避難の指示の周知……………	27
第 5 節	避難市民集合場所の指定……………	28
第 6 節	避難施設の周知と施設管理者との連絡体制……………	29
第 7 節	避難のための交通手段の決定……………	30
第 8 節	避難候補路の選定……………	31
第 9 節	避難市民の運送順序の決定……………	32
第 10 節	道路啓開の準備……………	32
第 11 節	避難市民等に対する住宅の確保……………	33
第 12 節	避難場所の把握……………	33
第 13 節	避難誘導の補助……………	33
<b>第 5 章</b>	<b>緊急物資の備蓄等</b> ……………	34
第 1 節	緊急物資の備蓄……………	34
第 2 節	装備品の整備……………	34
第 3 節	市が管理する施設及び設備の整備等……………	35
<b>第 6 章</b>	<b>緊急物資運送計画の策定</b> ……………	35
第 1 節	運送路の決定基準……………	35
第 2 節	緊急物資の受入れ体制の整備……………	35
第 3 節	緊急物資の発送体制の整備……………	36
<b>第 7 章</b>	<b>医療体制の整備</b> ……………	37
第 1 節	初期医療体制の整備……………	37
第 2 節	傷病者搬送体制の整備……………	39
第 3 節	保健衛生体制の整備……………	40
<b>第 8 章</b>	<b>生活関連等施設の管理体制の充実</b> ……………	41
第 1 節	生活関連等施設の管理体制の整備……………	41
第 2 節	核燃料物質・放射性同位元素の 所在・種類・量等の把握等……………	42
<b>第 9 章</b>	<b>文化財保護対策の準備</b> ……………	42
<b>第 10 章</b>	<b>研修の実施</b> ……………	43
<b>第 11 章</b>	<b>訓練の実施等</b> ……………	43
第 1 節	市の訓練……………	43
第 2 節	民間における訓練等……………	44
<b>第 12 章</b>	<b>市民との協力関係の構築</b> ……………	45

第 1 節	消防団の充実・活性化の促進	45
第 2 節	自主防災組織との協力関係の構築	45
第 3 節	ボランティアとの協力関係の構築	46
第 4 節	市民の意識啓発等	46
第 5 節	事業者等との協力関係の構築	46
<b>第 3 編 武力攻撃事態等対処編</b>		
<b>第 1 章 実施体制の確保</b>		
第 1 節	全庁的な体制の整備	48
第 2 節	市国民保護対策本部の組織等	49
第 3 節	関係機関との連携体制の確保	51
第 4 節	市国民保護対策本部等の廃止	53
第 5 節	市民との連携	53
<b>第 2 章 国民保護措置従事者等の安全確保対策</b>		
第 1 節	特殊標章等の交付	54
第 2 節	安全確保のための情報提供	55
<b>第 3 章 市民の避難措置</b>		
第 1 節	警報の通知の受入れ・伝達	57
第 2 節	緊急通報の伝達	59
第 3 節	避難の指示等	60
第 4 節	避難市民の運送手段の確保	62
第 5 節	避難路の選定と避難経路の決定	63
第 6 節	避難路の交通対策の実施	63
第 7 節	避難誘導の実施	64
第 8 節	避難指示の解除	64
第 9 節	避難誘導の実施の補助	64
<b>第 4 章 避難市民等の救援措置</b>		
第 1 節	収容施設の供与	65
第 2 節	食料品・飲料水の供給及び生活必需品の供給又は貸与	66
第 3 節	医療の提供及び助産	67
第 2 節	被災者の捜索及び救出	69
第 3 節	死体の捜索、処理及び埋・火葬	70
第 6 節	電話その他の通信設備の提供	71
第 7 節	被災住宅の応急修理	71
第 8 節	学用品の給与	71

第 9 節	住居又はその周辺に運ばれた土石・竹木等の除去	71
<b>第 5 章</b>	<b>武力攻撃災害への対処措置</b>	72
第 1 節	対処体制の確保	72
第 2 節	応急措置の実施	72
第 3 節	保健衛生対策の実施	77
第 4 節	動物保護対策の実施	77
第 5 節	廃棄物対策の実施	77
第 6 節	文化財保護対策の実施	78
<b>第 6 章</b>	<b>情報の収集・提供</b>	78
第 1 節	被災情報の収集・提供	78
第 2 節	安否情報の収集・提供	78
第 3 節	各措置機関における安否情報の収集	81
<b>第 4 編</b>	<b>市民生活の安定編</b>	
第 1 章	物価安定のための措置	83
第 2 章	避難市民等の生活安定措置	83
第 3 章	生活基盤等の確保のための措置	84
第 4 章	応急復旧措置の実施	84
<b>第 5 編</b>	<b>財政上の措置編</b>	
第 1 章	損失補償	87
第 2 章	損害補償	87
第 3 章	被災者の公的徴収金の減免等	87
第 4 章	国民保護処置に要した費用の支弁等	88
<b>第 6 編</b>	<b>緊急対処事態対処編</b>	
第 1 章	想定する緊急対処事態とその対処措置	89
《資料》		
ふじみ野市国民保護計画	用語集	91

# 第 1 編 総 則

# 第 1 編 総 則

## 第 1 章 計画策定の目的

武力攻撃事態等が発生した場合、市は、市民を安全に避難させ救援していく重要な責務を担うこととなる。市民の避難・救援を的確に果たしていくため、平時から国、県、指定公共機関・指定地方公共機関等の関係機関と相互に連携するとともに、市民の協力を得て、武力攻撃事態等に迅速かつ的確に対処できる万全の体制を整備しておくことが必要である。

この計画は、我が国に対する武力攻撃事態、武力攻撃予測事態、緊急対処事態から、市民の生命、身体、財産を保護するため、必要な事項を定めるものである。

なお、市民の安全を確保するためには、実施する国民保護措置についても絶えず検証がなされていくべきものであり、市はその検証結果に基づき、必要に応じてこの計画の変更を行う。

## 第 2 章 計画策定の背景・経緯

第 2 次世界大戦から 70 年以上を経過し、世界的な規模の武力紛争が起こる可能性は遠のいたものの、一方では世界各地で宗教上や民族上の問題などによる対立が表面化し、武力による地域紛争が発生し深刻化してきた。そうした中、2001 年 9 月 11 日には米国で同時多発テロが発生し、一瞬にして多くの人々の人命が奪われ、世界中の人々が震撼した。その後も世界各地でテロが引き続き発生し、犠牲者が増え続けている。

我が国でも、国際的テロ集団から標的として名指しされたことを始め、武装不審船の出没や、大量破壊兵器の拡散などの脅威に依然として脅かされているのが現状である。

国の平和と国民の安全を確保するためには、国際協調に基づく外交・安全保障政策などにより、我が国への脅威を未然に防ぐことが何より重要である。しかし、それら最大限の努力を行ってもなお、我が国の平和と安全を脅かす事態が発生した場合に備えて、万全の体制を備えておくことは、

極めて重要なことである。

そうしたことから、平成 15 年 6 月には「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（以下「事態対処法」という。平成 27 年 9 月に成立した平和安全法制整備法により「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」と改称。）が、そして、平成 16 年 6 月には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下「国民保護法」という。）などの有事関連七法が成立し、武力攻撃や大規模テロに対処するための国全体としての枠組みが整備されることとなった。

### 第 3 章 計画策定に当たっての基本的な考え方

本計画を策定するにあたり、その基本的な考え方は以下のとおりである。

#### ○ 基本的人権の尊重

国民の自由と権利への制限は必要最小限度のものに限られ、かつ適正な手続きの下に行われるものとし、国民の基本的人権の尊重に最大限配慮する。

#### ○ 国民の権利利益の迅速な救済

国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申し立て又は訴訟、その他の国民の権利利益の救済に係る手続きについて、市民からの問い合わせに対応する総合窓口の開設や、必要に応じて外部の専門家等の協力を得るなどして、迅速な処理を実施する。

また市は、これらの手続に関連する文書を適切に保存する。

#### ○ 情報の伝達と共有化の確保

市民への警報や避難の指示を正確かつ迅速に伝達するための体制や実施方法の確立を図る。

#### ○ 国民保護措置実施体制の確立及び連携

市は、国民保護対策本部等の設置等による国民保護措置実施体制の整備と県や国、指定地方公共機関等との連携方法の確立を図る。

○ **市民の自助・共助**

武力攻撃災害時には大規模な被害が発生するおそれがあり、被害の防止又は軽減を図るため、行政や関係機関のみならず、日頃からの市民の自主的な備えや、地域での助け合いの充実を図る。

○ **指定公共機関、指定地方公共機関の自主性の尊重、言論その他表現の自由の保障**

指定公共機関及び指定地方公共機関がその業務について国民保護措置を実施するに当たっては、その実施方法等については、県及び市から提供される情報も踏まえ、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものとされていることに留意する。

また、市は日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性に鑑み、その自主性を尊重するものとする。

加えて、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が国民保護措置として実施する警報、避難の指示、緊急通報の内容の放送については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

○ **要配慮者の保護**

高齢者、障害者、乳幼児等要配慮者の積極的な避難・救援対策を実施する。

○ **国際人道法の的確な実施の確保**

市は、国民保護措置を実施するにあたっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

○ **国民保護措置に従事する者等の安全の確保**

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分配慮する。また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分配慮する。

○ **準備体制の充実**

武力攻撃事態等の発生に備え、情報収集体制の構築や、必要な食料等の備蓄、資機材の整備、実践的な訓練の実施など、平時における準備体制の充実を図る。

○ 外国人への国民保護措置の適用

市は、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。

## 第4章 ふじみ野市の概況

### 第1節 地理的特性

#### 1 位置及び地形

ふじみ野市は、平成17年10月1日、旧上福岡市と旧大井町が合併して誕生した。

ふじみ野市は埼玉県の南部、都心から30km圏内に位置し、面積は14.64km<sup>2</sup>、東西7.5km、南北6.0kmで、周囲は、川越市、富士見市、三芳町に隣接している。

気候は、表日本型気候で冬季は強い北西の季節風と晴天の日が多く、夏季は高温で、降雨量が多いのが特徴である。また、武蔵野台地の北部に位置し、地形はほぼ平坦である。なお、市域北部には江戸時代から昭和の初期にかけて江戸を結んで栄えた船運の水路・新河岸川が流れる。

#### 2 隣接市町との関係

##### (1) 広域行政

広域行政において、ふじみ野市が構成員となっている事務組合等は、下表のとおりである。

名称	事務所位置	共同する事務	構成市町
入間東部地区事務組合	ふじみ野市大井中央一丁目1番19号	消防・救急、火薬類取締法・液化石油ガス法・高圧ガス保安法に基づく事務、し尿処理、火葬場・斎場	ふじみ野市、富士見市、三芳町

##### (2) 隣接市町との関係

前述のように、隣接している2市1町との地勢的關係を下表に示す。

市町名	関係等
川越市	本市の西と北の辺に接し、県内では4番目

<p>面積：109.13 km<sup>2</sup> 人口：350,745 人</p>	<p>の人口を擁し、商業・業務機能が集積するほか、かつては川越松平藩の城下町でもあった。</p> <p>本市の関越自動車道の利用者は川越 IC を利用する機会が多く、鉄道は東武東上線により短時間で川越市に至る。</p> <p>このようなことから、通勤・通学者も多く、また、東武東上線を軸として市街地が連坦し、日常的な消費についても川越市で行う事が多いことなど、そのつながりは非常に強い。</p>
<p>富士見市 面積：19.77 km<sup>2</sup> 人口：108,102 人</p>	<p>本市の東辺に接し、道路は国道 254 号と同パイパスでつながっているほか、鉄道は東武東上線でつながっており、本市の東から中央部に楔状に富士見市との行政界が入り込み、その突端部には東武東上線のふじみ野駅がある。また、本市の市街地と富士見市との市街地が連続しているなど、地勢上は密接な関係にある。</p>
<p>三芳町 面積：15.33 km<sup>2</sup> 人口：38,456 人</p>	<p>本市の南辺に接しており、国道 254 号、県道さいたま・上福岡・所沢線の広域幹線道路でのつながりがある。また、三芳町内には関越自動車道のパーキングエリアがあり ETC 車専用の出入り口が設けられ、本市の利用者も多い。</p>

備考：人口は平成 27 年国勢調査による。

## 第 2 節 社会的特性

### 1 人口関係等

#### (1) 人口及び世帯数

昭和 60 年以降の国勢調査人口の推移をみると、合併前の上福岡市は減少基調、大井町は増加基調で推移し、全体としては増加傾向で平成 27 年の国勢調査では 110,970 人となっている。

世帯数については、核家族化の進行等によって人口の増加を上回り、同様に平成 27 年国勢調査では 45,806 世帯を数えている。

#### 【関連資料】

資料 1-1 人口・世帯数の推移

#### (2) 高齢化率

国勢調査における 65 歳以上の高齢者の割合は、昭和 60 年で 5.7%

(5,368人)から平成27年には24.5%(27,211人)で18.8ポイント、21,843人の増加となっている。

【関連資料】

資料1-2 年齢3区分別人口数の推移

(3) 人口分布

本市は、首都圏周辺部に位置し、市域を走る東武東上線が池袋駅に結ばれることなどから、昭和30年代に大規模団地の建設によって、早くから市街地の形成が進んだ。

農用地は市域の東を南北に走る国道254号バイパスの周辺と東側、また、西を南北に走る関越自動車道の西側にあり、それ以外の区域はほぼ市街化が進んでいる。人口もこの土地利用状況に分布する。

特に、上福岡駅周辺部は、商業施設と住宅の立地密度が高く、一部の地域は幅員が狭く通り抜けができない道路があるため、有事での避難の困難性が考えられる。

【関連資料】

資料1-3 自治組織別人口・世帯数

(4) 外国人数

令和3年4月1日での外国人登録者数は3,042人で人口の約2.7%を占め59カ国に及んでいる。国別では中国人が最も多く974人(32.01%)、次に、フィリピン人が591人(19.42%)、3番目にはベトナム人519人(17.06%)であり、ネパール、韓国と続く。

【関連資料】

資料1-4 国別外国人登録者数

2 道路の状況

自動車専用道路である関越自動車道が市域の西端部を南北に走るがインターチェンジは無く、広域幹線道路として川越街道(国道254号)が中央部を南北に、富士見川越バイパスが北部を走っている。

この他、主要地方道さいたまふじみ野所沢線(県道56号)が市域の中央部を北から西に抜け、県道についてはふじみ野朝霞線(同266号)南部を東西に、東大久保ふじみ野線(同272号)が中央部を同様に東

西に走っている。

### 3 公共交通

鉄道は、池袋駅（東京都豊島区）と寄居駅（埼玉県寄居町）を結ぶ東武東上線が川越街道と平行に市域を南北に走り、市の中央北に上福岡駅がある。

通勤・通学時においてテロ等の事態が発生した場合には、大きな被害につながることを予想され、安全確保に配慮する必要がある。

### 4 自衛隊施設

市域の西端部の亀久保地区に、国の防衛施設として「自衛隊大井通信所」がある。

### 5 生活関連等施設

テロ及び武力攻撃等の対象となり、大きな被害の発生が考えられる原子力発電等の施設は市内には存在しないが、国民保護法が定める生活関連等施設（浄水施設など市民生活に深く関連する施設や毒劇物等の危険施設）が所在している。

浄水施設等は、市営のものが2箇所ある。

また、消防法上の危険物質を取り扱う施設は、本市には、合計135箇所、毒物・劇物取扱施設は令第28条第2号に規定するものが本市を含む所沢保健所管内（及び川越市内）で315箇所、同8号に規定するものが441箇所（平成18年12月末日現在）ある。

これらの危険物質、毒・劇物の取扱施設は、本市において市域の多くを占める市内各所に所在している。こうした施設がひとたび破壊されると市民生活に甚大な影響を及ぼすおそれがあると考えられるため、周辺市民の安全と避難について配慮していくほか、施設の管理体制についても充実していく必要がある。

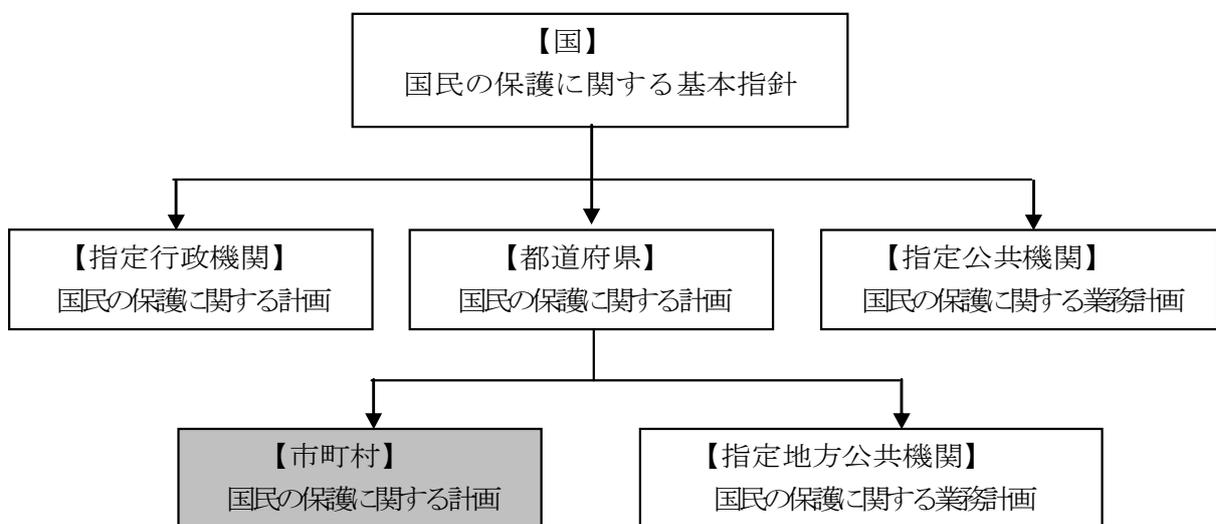
## 第5章 国民保護の実施体制

国民を保護するための措置は、国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関がそれぞれの責務の下、連携し一体となって実施していく。

こうした措置を実施するため、国は「国民の保護に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）を定めた。

この基本指針に基づき、県が策定した「国民保護に関する埼玉県計画」に基づき、市は「ふじみ野市国民保護計画」を策定する。

### 〔国民保護の実施体制〕



### 第1節 市の責務

市は、県や国、指定公共機関、指定地方公共機関と相互に連携し、国民の保護のための措置を実施するが、市の責務とされているものは、主に以下のとおりである。

#### 〔市の責務〕

	基本的事項	実施する主な措置
	① 国、県等他の地方公共団体、その他関係機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し必要な措置を実施する。 ② 国があらかじめ定める基本的な方針に基づき、国民保護措	① 警報、避難の指示の市民への伝達 ② 避難市民の誘導 ③ 避難市民等の救援 ④ 安否情報の収集及び提供 ⑤ 退避の指示 ⑥ 警戒区域の設定 ⑦ 消防

市	置を的確かつ迅速に実施する。 ③ 市域内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。 ④ 市長は、県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成する。	⑧ 水の安定供給等国民生活の安定に関する措置
---	---	------------------------

すなわち、市においては、市民に対する情報の提供、避難・保護、生活の安定等が主要な責務となっている。

《参考：国・県の責務》

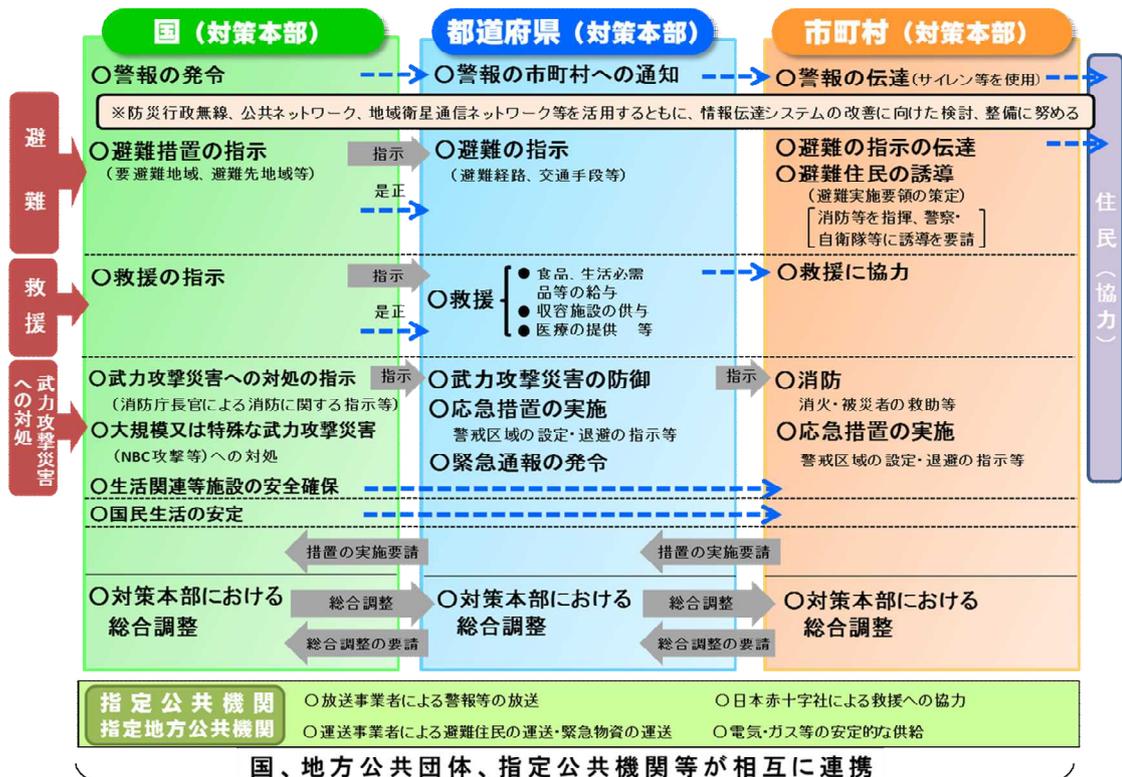
基本的事項	実施する主な措置	
国	① 基本指針を定めること。 ② 武力攻撃事態等が発生した場合には、その組織及び機能のすべてを挙げて自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施すること。 ③ 地方公共団体、指定公共機関の実施する国民の保護のための措置を的確かつ迅速に支援すること。 ④ 国民の保護のための措置に関し国費による適切な措置を講じること。	① 警報の発令、避難措置の指示 ② 武力攻撃事態等の情報の提供 ③ 救援の指示、応援の指示、安否情報の収集・提供 ④ 武力攻撃災害への対処に関する措置に係る指示 ⑤ 生活関連等施設の安全確保に関する措置 ⑥ 放射性物質等を用いた攻撃（NBC攻撃）により生ずる汚染の拡大を防止するための措置 ⑦ 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するための措置 ⑧ 生活関連物資等の価格の安定等国民生活の安定に関する措置 ⑨ 武力攻撃災害の復旧に関する措置

都 道 府 県	<p>① 国及び他の地方公共団体その他関係機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し、必要な措置を実施する。</p> <p>② 国があらかじめ定める基本的な方針に基づき、国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。</p> <p>③ 県の区域内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。</p> <p>④ 知事は、基本指針に基づき、国民の保護に関する計画を作成する。</p>	<p>① 警報の市町村長等への通知</p> <p>② 市民への避難の指示</p> <p>③ 県の区域を越える市民の避難に関する措置</p> <p>④ 避難市民等の救援</p> <p>⑤ 安否情報の収集及び提供</p> <p>⑥ 緊急通報の発令</p> <p>⑦ 武力攻撃災害を防除し、及び軽減するための措置</p> <p>⑧ 生活関連等施設の安全確保</p> <p>⑨ 保健衛生の確保</p> <p>⑩ 生活関連物資等の価格の安定等国民生活の安定に関する措置</p>
------------------	---	---

《参考：指定公共機関・指定地方公共機関の責務》

	基本的事項	機関	実施する主な措置
指定 公共 機関 ・ 指定 地方 公共 機関	指定公共機関、指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、その業務に関して必要な国民を保護するための措置を実施することとされている。	放送事業者	警報、避難の指示、緊急通報の内容の放送
		運送事業者	避難市民、緊急物資の運送
		医療事業者	医療の実施
		ライフライン事業者	電気、ガス、飲料水等の安定供給
		電気通信事業者	通信の確保

# 武力攻撃事態等における国民の保護に関する措置の仕組み



## 第2節 関係機関との連携

武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等については、いつ発せられるか分からないのが実情である。このため、市は常に速やかに国民の保護措置が実施できる体制を整備する。

また、市は、武力攻撃事態等が発生した時に、国民の保護に関する措置を迅速かつ的確に実施できるよう、あらかじめ国、県、指定公共機関、指定地方公共機関の担当部署、連絡方法、手続きについて把握するとともに、訓練を実施するなどして円滑な運営体制の整備を図る。

### 【関連資料】

- 資料 2-1-① 県の担当部署、連絡方法、主な措置
- 資料 2-1-② 近隣市町の担当部署、連絡方法
- 資料 2-1-③ 近隣消防機関の連絡方法、主な措置
- 資料 2-1-(1) 指定行政機関の担当部署、連絡方法、主な措置
- 資料 2-1-(2) 指定地方公共機関の担当部署、連絡方法、主な措置
- 資料 2-1-(3) 指定地方行政機関の担当部署、連絡方法、主な措置
- 資料 2-1-(4) 自衛隊の連絡方法

### 第 3 節 他 の 市 町 村 と の 連 携

武力攻撃事態等発生時には、市の区域を越える避難や救援が想定される。こうした事態に備え、あらかじめ近隣市町をはじめとする他市町村と相互に、市域を越える市民の避難・救援に関する協定及び緊急物資の相互応援協定を締結し、その実施方法等について明らかにしておく。

### 第 4 節 公 共 的 団 体 と の 協 力 体 制

市が、国民の保護に関する措置等を的確かつ迅速に実施する上で、農業協同組合や社会福祉協議会のような公共的団体の協力は重要である。市は、公共的団体との相互の連携を密にし協力体制の整備を図る。

### 第 5 節 市 民 の 協 力

武力攻撃等が発生した場合、市は、警報や避難の指示の伝達、市民の避難誘導や救援、安否情報の収集、武力攻撃災害への対処等といった多くの業務を実施することとなり、市民の自発的な協力が必要になると考えられる。

このため、市は、市民相互の協力組織やボランティア等を育成していく。

また、市職員OBの協力体制構築に努めるものとする。

一方、市民自らも近隣市民とのコミュニケーションづくりに努め、武力攻撃事態等に備えて食料や飲料水等を備蓄するなどして、日頃から自助・共助の精神に基づき備えていくことが期待されている。

ただし、市民の協力は自発的な意思にゆだねられるものであって、強制にわたることがあってはならない。

また、2次災害を避ける意味からも、市が、市民に協力を求める場合には、その安全確保に十分配慮する。

### 第 6 節 事 業 所 等 と の 協 力 関 係

多くの従業員が従事する大規模事業所や市民や他市町村からの多数の利用者が滞在する大規模集客施設については、武力攻撃事態等においてより迅速な対応が必要である。また、同時に、従業員等による市民等の避難誘導や救援について協力が必要になると考えられる。

このため、市は、こうした事業所や施設の管理者等と相互の連携を密にし協力体制の整備に努める。

また、要配慮者の避難や救援について介護保険事業者等の協力が必要になると考えられ、市は事業者等との協力体制の整備に努める。

## 第6章 武力攻撃等の態様と留意点

### 第1節 武力攻撃事態の特徴と留意点

#### 1 着上陸侵攻の場合

##### (1) 特徴

ア 我が国に対して大規模な着上陸進行が直ちに行われる可能性は低いと考えられるが、発生した場合、一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において市民の避難を行うことも想定される。

イ 着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。

ウ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、危険物施設など、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

##### (2) 留意点

事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

#### 2 ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

##### (1) 特徴

ア 県警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵国もその行動を秘匿するためあらゆる手段を行使することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生じることも考えられる。そのため、本市においても、鉄道、橋りょう等に対する注意が必要である。

イ 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。

したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが

一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば危険物施設が攻撃された場合には、被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（以下「ダーティボム」という。）が使用される場合も考えられる。

## (2) 留意点

ゲリラや特殊部隊の危害が市民に及ぶおそれがある地域においては、市と消防、県、県警察、自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に応じて攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難先に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、県知事は緊急通報を発令し、市長又は県知事は、退避の指示又は警戒区域の設定などの措置を行う必要がある。

## 3 弾道ミサイル攻撃の場合

### (1) 特徴

ア 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭であるのか、NBC弾頭であるのか）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

イ 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して被害は局限化され家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。

### (2) 留意点

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要である。そのため、市は弾道ミサイル発射時に市民が適切な避難行動をとることができるよう、国や県と連携し全国瞬時警報システム（J-A-L-E-R-T）による情報伝達および弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。

通常弾頭の場合には、屋内への避難や消火活動が中心となる。

NBC弾頭の場合も、屋内への避難が基本となるが、必要に応じて目張りなど特別な対応が必要となる場合がある。また、情報の収集に努め、安全が確認されるまで、屋外に移動するこ

とを避ける必要がある。

#### 4 航空攻撃の場合

##### (1) 特徴

ア 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。

イ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。

ウ 航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。

エ 通常爆弾の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

##### (2) 留意点

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに地下室等の屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

## 第2節 緊急対応事態

### 1 攻撃対象施設等による分類

#### (1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

##### ア 事態例

(ア) 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破

(イ) ダムの破壊等

##### イ 留意点

(ア) 可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害

爆発及び火災の発生により市民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障

が生ずる。

(イ) ダムが破壊された場合の主な被害

ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

(2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

ア 事態例

(ア) 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破

(イ) 列車等の爆破

イ 留意点

大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。

## 2 攻撃手段による分類

(1) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ア 事態例

(ア) ダーティボム等の爆発による放射能の拡散

(イ) 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布

(ウ) 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布

(エ) 水源地に対する毒素等の混入

イ 留意点

(ア) 放射能の拡散

ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。

ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能がかく乱されると、後年、ガンを発症することもある。

小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。

(イ) 生物剤（毒素を含む）による攻撃

生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。

(ウ) 化学剤による攻撃

一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。

生物剤と同じく目に見えず拡散するが、被害が短時間で発生する。

(2) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態

ア 事態例

(ア) 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

(イ) 弾道ミサイル等の飛来

イ 留意点

主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。

攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。